(昭和四十五年法律第四十八号)

(傍線の部分は改正部分)

○著作権法

国内	改正案
目次   目次   目次   目次   目次   目次   目次   目次	現

入力すること。 公衆送信用記録媒体に変換し、 又は当該自動公衆送信装置に情報を

#### 口 略

### 十~二十 (略)

変換して記録媒体に記録し、 有線放送に係る音若しくは影像とともに記録媒体に記録し、若しくは定の反応をする信号を著作物、実演、レコード若しくは放送若しくは 送信する方式又は当該機器が特定の変換を必要とするよう著作物、実 く。)であつて、 権者等」という。)の意思に基づくことなく用いられているものを除 を制限する手段 する行為を含む。 ログラムの著作物にあつては、当該著作物を電子計算機において実行 コード若しくは放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像を 技術的利用制限手段 (著作権者、出版権者又は著作隣接権者(以下「著作 著作物等の視聴に際し、これに用いられる機器が特 以下この号及び第百十三条第三項において同じ。) 電磁的方法により、著作物等の視聴(プ 若しくは送信する方式によるものをいう

## 二十二~二十四 略

## (略

(同一性保持権

### 第二十条 (略)

2 しない。 \_· \_\_\_ 前項の規定は、 (略) 次の各号のいずれかに該当する改変については、 適用

三 特定の電子計算機においては実行し得ないプログラムの著作物を当 に必要な改変 著作物を電子計算機においてより効果的に実行し得るようにするため 該電子計算機において実行し得るようにするため、 又はプログラムの

> は当該自動公衆送信装置に情報を入力すること。 録媒体を当該自動公衆送信装置の公衆送信用記録媒体に変換し、

> > 又

### (略)

## 十~二十

一十一 技術的利用制限手段 変換して記録媒体に記録し、若しくは送信する方式によるものをいう 演、レコード若しくは放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像を 送信する方式又は当該機器が特定の変換を必要とするよう著作物、実 定の反応をする信号を著作物、 く。)であつて、著作物等の視聴に際し、これに用いられる機器が特 権者等」という。)の意思に基づくことなく用いられているものを除 する行為を含む。 ログラムの著作物にあつては、当該著作物を電子計算機において利用 有線放送に係る音若しくは影像とともに記録媒体に記録し、若しくは を制限する手段(著作権者、出版権者又は著作隣接権者(以下「著作 以下この号及び第百十三条第三項において同じ。) 電磁的方法により、 実演、 レコード若しくは放送若しくは 著作物等の視聴(プ

## 二十二~二十四 略

#### 2 9 (略)

第二十条 (同一性保持権 (略)

しない。 前項の規定は、

2

次の各号のいずれかに該当する改変については、

適用

### \_ \_\_ (略)

三 特定の電子計算機においては利用し得ないプログラムの著作物を当 に必要な改変 著作物を電子計算機においてより効果的に利用し得るようにするため 該電子計算機において利用し得るようにするため、 又はプログラムの

## 四(略

# (付随対象著作物の利用)

第三十条の二 著作物 作権者の利益を不当に害することとなる場合は、 作物」という。 る軽微な構成部分となるものに限る。 して対象となる事物又は音に係る他の著作物 撮影等の対象とする事物又は音から分離することが困難であるため付随 撮影等」という。 当該付随対象著作物の種類及び用途並びに当該複製の態様に照らし著 (以下この条において「写真等著作物」という。) に係る写真の 写真の撮影、 は、 )の方法によつて著作物を創作するに当たつて、当該 当該創作に伴つて複製することができる。 録音又は録画 以下この条において「付随対象著 (以下この項において「写真の (当該写真等著作物におけ この限りでない。 ただし

の限りでない。
用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、こ用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、ことができる。ただし、当該付随対象著作物の種類及び用途並びに当該利とができる。ただし、当該付随対象著作物は、同項に規定する写真2 前項の規定により複製された付随対象著作物は、同項に規定する写真

# (検討の過程における利用)

第三十条の三 当に害することとなる場合は、 作物の種類及び用途並びに当該利用の態様に照らし著作権者の利益を不 とする場合には、 又は当該裁定を受ける過程を含む。)における利用に供することを目的 条第一項若しくは第六十九条の規定による裁定を受けて著作物を利用し よるかを問わず、 ようとする者は、 著作権者の許諾を得て、又は第六十七条第一項、 これらの利用についての検討の過程 当該著作物を利用することができる。 その必要と認められる限度において、 この限りでない。 (当該許諾を得、 ただし、 いずれの方法に 第六十八 当該著

## 四 (略

# (付随対象著作物の利用)

第三十条の二 作物」という。) 限りでない。 の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、 して対象となる事物又は音に係る他の著作物 著作物(以下この条において「写真等著作物」という。)に係る写真 る軽微な構成部分となるものに限る。 撮影等の対象とする事物又は音から分離することが困難であるため付随 撮影等」という。)の方法によつて著作物を創作するに当たつて、 ただし、 当該付随対象著作物の種類及び用途並びに当該複製又は翻案 写真の撮影、 は、 当該創作に伴つて複製又は翻案することができる 録音又は録画 以下この条において「付随対象著 (以下この項において (当該写真等著作物におけ 当該

の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。 付随対象著作物の種類及び用途並びに当該利用の態様に照らし著作権者する写真等著作物の利用に伴つて利用することができる。ただし、当該2 前項の規定により複製又は翻案された付随対象著作物は、同項に規定

# (検討の過程における利用)

第三十条の三 用 の限りでない。 用することができる。 とする場合には、 又は当該裁定を受ける過程を含む。)における利用に供することを目的 ようとする者は、これらの利用についての検討の過程 条第一項若しくは第六十九条の規定による裁定を受けて著作物を利用し の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、こ 著作権者の許諾を得て、又は第六十七条第一項、 その必要と認められる限度において、 ただし、 当該著作物の種類及び用途並びに当該利 (当該許諾を得、 当該著作物を利 第六十八

(著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用)

第三十条の四 著作物は、次に掲げる場合その他の当該著作物に表現され 第三十条の四 著作物は、次に掲げる場合その他の当該著作物に表現され 第三十条の四 著作物は、次に掲げる場合その他の当該著作物に表現され

- めの試験の用に供する場合 著作物の録音、録画その他の利用に係る技術の開発又は実用化のた
- 同じ。)の用に供する場合の他の解析を行うことをいう。第四十七条の五第一項第二号においてする言語、音、影像その他の要素に係る情報を抽出し、比較、分類そ二、情報解析(多数の著作物その他の大量の情報から、当該情報を構成二
- 作物の電子計算機における実行を除く。)に供する場合における利用その他の利用(プログラムの著作物にあつては、当該著る認識を伴うことなく当該著作物を電子計算機による情報処理の過程」前二号に掲げる場合のほか、著作物の表現についての人の知覚によ

(図書館等における複製等)

第三十一条 (略)

2 (略)

、当該図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するためおいて、当該図書館等においては、その営利を目的としない事業として著作物の複製物を用いて自動公衆送信を行うことができる。この場合にこれに類する外国の施設で政令で定めるものにおいて公衆に提示するこの国立国会図書館は、絶版等資料に係る著作物について、図書館等又は

(技術の開発又は実用化のための試験の用に供するための利用)

係る技術の開発又は実用化のための試験の用に供する場合には、その必第三十条の四 公表された著作物は、著作物の録音、録画その他の利用に

要と認められる限度において、

利用することができる。

(図書館等における複製等)

第三十一条 (略)

(略)

2

3 研究の用に供するために、 的としない事業として、 ができる。この場合において、 媒体に記録された当該著作物の複製物を用いて自動公衆送信を行うこと いて公衆に提示することを目的とする場合には、 国立国会図書館は、 絶版等資料に係る著作物について、 当該図書館等の利用者の求めに応じ、 自動公衆送信される当該著作物の 当該図書館等においては、その営利を目 前項の規定により 図書館等に 一部分の複 その調査 記録

製物を一人につき一部提供することができる。に、自動公衆送信される当該著作物の一部分の複製物を作成し、当該複

(学校その他の教育機関における複製等)

第三十五条 の限りでない。 達の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、こ 物の種類及び用途並びに当該複製の部数及び当該複製、 ものを受信装置を用いて公に伝達することができる。 おいて同じ。 信 認められる限度において、 業の過程における利用に供することを目的とする場合には、その必要と のを除く。)において教育を担任する者及び授業を受ける者は、その授 (自動公衆送信の場合にあつては、 学校その他の教育機関(営利を目的として設置されているも を行い、 又は公表された著作物であつて公衆送信される 公表された著作物を複製し、 送信可能化を含む。 ただし、 公衆送信又は伝 若しくは公衆送 以下この条に 当該著作

3 前項の規定は、公表された著作物について、第一項の教育機関における者は、相当な額の補償金を著作権者に支払わなければならない。2 前項の規定により公衆送信を行う場合には、同項の教育機関を設置す

きには、適用しない。 ・前項の規定は、公表された著作物について、第一項の教育機関における ・前項の規定は、公表された著作物について、第一項の教育機関における ・前項の規定は、適用しない。 ・前項の規定は、適用しない。 ・前項の規定は、適用しない。 ・前項の規定は、適用しない。 ・前項の規定は、適用しない。 ・前項の規定は、適用しない。 ・前項の規定は、適用しない。 ・前項の規定は、適用しない。 ・前項の規定は、必表された著作物について、第一項の教育機関におけ

(視覚障害者等のための複製等)

第三十七条

(略)

製物を作成し、当該複製物を一人につき一部提供することができる。

(学校その他の教育機関における複製等)

著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。し、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らしられる限度において、公表された著作物を複製することができる。ただられる限度において教育を担任する者及び授業を受ける者は、その授第三十五条 学校その他の教育機関(営利を目的として設置されているも

(新設)

2 当に害することとなる場合は、 の種類及び用途並びに当該公衆送信の態様に照らし著作権者の利益を不 該授業を同時に受ける者に対して公衆送信 して利用する場合には、当該授業が行われる場所以外の場所において当 第三十八条第一項の規定により上演し、演奏し、上映し、 くは複製物を提供し、若しくは提示して利用する場合又は当該著作物を おいて、当該授業を直接受ける者に対して当該著作物をその原作品若し 公表された著作物については、 送信可能化を含む。 を行うことができる。 この限りでない 前項の教育機関における授業の過 (自動 公衆送信の場合にあつ ただし 若しくは口述 |該著作物 程

(視覚障害者等のための複製等)

第三十七条 (略)

。)を行うことができる。
、自動公衆送信の場合にあつては送信可能化を含む。次項において同じ式により、記録媒体に記録し、又は公衆送信(放送又は有線放送を除き2 公表された著作物については、電子計算機を用いて点字を処理する方

3

許諾を得た者若しくは第七十九条の出版権の設定を受けた者若しくはそ うことができる。 害者等が利用するために必要な方式により、 おいて、当該視覚著作物に係る文字を音声にすることその他当該視覚障 を利用することが困難な者の用に供するために必要と認められる限度に ものを含む。 0 0 識される方式を含む。)により公衆に提供され、又は提示されているも この項及び第百二条第四項において「視覚障害者等」という。)の福祉 に関する事業を行う者で政令で定めるものは、公表された著作物であ への提供又は提示が行われている場合は、この限りでない )について、専ら視覚障害者等で当該方式によつては当該視覚著作物 その他当該著作物と一体として公衆に提供され、 複製許諾若しくは公衆送信許諾を得た者により、当該方式による公衆 視覚障害その他の障害により視覚による表現の認識が困難な者 (当該著作物以外の著作物で、 視覚によりその表現が認識される方式(視覚及び他の知覚により認 以下この項及び同条第四項において「視覚著作物」という ただし、当該視覚著作物について、 当該著作物において複製されているも 複製し、 又は提示されている 著作権者又はその 又は公衆送信を行 (以下 0 3

集のための複製)(国立国会図書館法によるインターネット資料及びオンライン資料の収

又は同法第二十五条の四第三項の規定により同項に規定するオンラインーネット資料(以下この条において「インターネット資料」という。)法律第五号)第二十五条の三第一項の規定により同項に規定するインタ第四十三条 国立国会図書館の館長は、国立国会図書館法(昭和二十三年

きる。 、自動公衆送信の場合にあつては送信可能化を含む。) を行うことがで、自動公衆送信の場合にあつては送信可能化を含む。) を行うことがで式により、記録媒体に記録し、又は公衆送信(放送又は有線放送を除き2 公表された著作物については、電子計算機を用いて点字を処理する方

りでない。 を受けた者若しくはその複製許諾若しくは公衆送信許諾を得た者により て、著作権者又はその許諾を得た者若しくは第七十九条の出版権の 可能化を含む。 が利用するために必要な方式により、 することが困難な者の用に供するために必要と認められる限度において ついて、専ら視覚障害者等で当該方式によつては当該視覚著作物を利 含む。以下この項及び同条第四項において「視覚著作物」という。 他当該著作物と一体として公衆に提供され、 該著作物以外の著作物で、 る方式を含む。 覚によりその表現が認識される方式 る事業を行う者で政令で定めるものは、公表された著作物であつて、 及び第百二条第四項において「視覚障害者等」という。 当該方式による公衆への提供又は提示が行われている場合は、 当該視覚著作物に係る文字を音声にすることその他当該視覚障害者等 視覚障害者その他視覚による表現の認識に障害のある者 )により公衆に提供され、又は提示されているもの )を行うことができる。ただし、 当該著作物において複製されているものそ (視覚及び他の知覚により認識され 複製し、 又は提示されているもの 又は自動公衆送信 当該視覚著作物につ )の福祉に関す (以下この この限 設定 視

集のための複製) (国立国会図書館法によるインターネット資料及びオンライン資料の収

。)又は同法第二十五条の四第三項の規定により同項に規定するオンランターネット資料(以下この条において「インターネット資料」という三年法律第五号)第二十五条の三第一項の規定により同項に規定するイ第四十二条の四 国立国会図書館の館長は、国立国会図書館法(昭和二十

に係る記録媒体に記録することができる。 ット資料又は当該オンライン資料に係る著作物を国立国会図書館の使用 資料を収集するために必要と認められる限度において、当該インターネ

- 2 することができる。 と認められる限度において、 次の各号に掲げる者は、 当該各号に掲げる資料を提供するために必要 当該各号に掲げる資料に係る著作物を複製
- の者 法第二十五条の三第三項の求めに応じ提供するインターネット資料 国立国会図書館法第二十四条及び第二十四条の二に規定する者以外 国立国会図書館法第二十四条及び第二十四条の二に規定する者 同法第二十五条の四第一項の規定により提供する同項に規定す 同

(削除

るオンライン資料

使用に係る記録媒体に記録することができる。 ーネット資料又は当該オンライン資料に係る著作物を国立国会図書館の イン資料を収集するために必要と認められる限度において、 当該インタ

することができる。 と認められる限度において、 次の各号に掲げる者は、 当該各号に掲げる資料を提供するために必要 当該各号に掲げる資料に係る著作物を複製

2

の者 るオンライン資料 法第二十五条の三第三項の求めに応じ提供するインターネット資料 国立国会図書館法第二十四条及び第二十四条の二に規定する者以外 国立国会図書館法第二十四条及び第二十四条の二に規定する者 同法第二十五条の四第一項の規定により提供する同項に規定す 同

## 翻 訳 翻案等による利用)

第四十三条 る規定に従って利用することができる。 場合には、 当該各号に掲げる方法により 次の各号に掲げる規定により著作物を利用することができる 当該著作物を当該各号に掲げ

場合を含む。 形又は翻案 第三十条第 項、 第三十四条第一項又は第三十五条 一十三条第一 項 (同条第四項に 翻訳、 て準用する 編曲、 変

\_ 条第一 六条、 第三十一条第 項 第三十七条第 第四十 項第一号若しくは第三項後段 条又は第四十二条 項若しくは第 項 翻訳 第 十九条第 第三十 条 項 第四十

四三 第三十三条の二第 項 変形又は翻案

第三十七条第三項 翻訳、 変形又は翻案

五. 第三十七条の二 翻訳又は翻案

(美術の著作物等の展示に伴う複製

第二十五条 第四十七条 美術の著作物又は写真の著作物の原作品により、 第二十五条 (美術の著作物等の展示に伴う複製等)

美術の著作物又は写真の著作物の原作品により、

第四十七条

- 7 -

᠃
らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、 おいて 信可能化を含む。 とする小冊子に当該展示著作物を掲載し、 以下この条において「原作品展示者」という。)は、 められる限度において、 れらの展示する著作物 に規定する権利を害することなく、これらの著作物を公に展示する者( 示著作物を上映し、 当該展示著作物の種類及び用途並びに当該複製の部数及び態様に照 展示著作物」 同項及び同号において同じ。)を行うために必要と認 若しくは当該展示著作物について自動公衆送信 という。 (以下この条及び第四十七条の六第1 当該展示著作物を複製することができる。 の解説若しくは紹介をすることを目的 又は次項の規定により当 観覧者のためにこ この限りでない 一項第一号に ただ 該展 (送

る小冊子にこれらの著作物を掲載することができる。、観覧者のためにこれらの著作物の解説又は紹介をすることを目的とすに規定する権利を害することなく、これらの著作物を公に展示する者は

2 原作品展示者は、観覧者のために展示著作物の解説又は紹介をすることとないできる。ただし、当該展示著作物の種類及び用途並びに当該上映又とができる。ただし、当該展示著作物の種類及び用途並びに当該上映又とができる。ただし、当該展示著作物の種類及び用途並びに当該上映又といできる。ただし、当該展示著作物の解説又は紹介をすることを目的とする場合は、この限りでない。

(新設)

信の場合にあ において、 作物の所在に関する情報を公衆に提供するために必要と認められる限度 に照らし 原作品展示者及びこれに準ずる者として政令で定めるもの |該展示著作物の種類及び用途並びに当該複製又は公衆送信の態様 著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、 当該展示著作物について複製し、 つては、 送信可能化を含む。 を行うことができる。 又は公衆送信 (自動公衆送 この限りで は 展示著 ただ

著(新設)

3

(プログラムの著作物の複製物の所有者による複製等)

物を電子計算機において実行するために必要と認められる限度において

プログラムの著作物の複製物の所有者は、

自ら当該著作

第四十七条の三

(プログラムの著作物の複製物の所有者による複製等)

物を電子計算機において利用するために必要と認められる限度において第四十七条の三 プログラムの著作物の複製物の所有者は、自ら当該著作

でない。 の使用につき、 当該著作物を複製することができる。ただし、当該実行に係る複製物 第百十三条第二項の規定が適用される場合は、 この限り

2

(略

(電子計算機における著作物の利用に付随する利用等)

第四十七条の四 作権者の利益を不当に害することとなる場合は、 限度において、 随する利用に供することを目的とする場合には、その必要と認められる 法による利用を含む。 る利用を円滑又は効率的に行うために当該電子計算機における利用に付 ただし、 次に掲げる場合その他これらと同様に当該著作物の電子計算機におけ 当該著作物の種類及び用途並びに当該利用の態様に照らし著 いずれの方法によるかを問わず、利用することができる 電子計算機における利用 以下この条において同じ。 (情報通信の技術を利用する方 この限りでない。 に供される著作物は 2

効率的に行うために当該著作物を当該電子計算機の記録媒体に記録す 電子計算機による情報処理の過程において、 該送信を受信して利用する場合において、これらの利用のための当該 る場合又は無線通信若しくは有線電気通信の送信がされる著作物を当 電子計算機において、 著作物を当該著作物の複製物を用いて利用す 当該情報処理を円滑又は

効率的に行うために、これらの自動公衆送信のために送信可能化され 又は送信可能化された著作物の自動公衆送信を中継するための送信を て行う者が、 た著作物を記録媒体に記録する場合 自動公衆送信装置を他人の自動公衆送信の用に供することを業とし 当該他人の自動公衆送信の遅滞若しくは障害を防 止し、

三 情報通 当該提供を円滑又は効率的に行うための準備に必要な電子計算機に 信 の技術を利用する方法により情報を提供する場合に

> につき、 を含む。 当該著作物の複製又は翻案(これにより創作した二次的著作物の 第百十三条第二項の規定が適用される場合は、 )をすることができる。ただし、当該利用に係る複製物の使用 この限りでない 複製

2

(略)

(保守、 修理等のための一時的複製)

第四十七条の四 作物は、 体に記録することができる。 媒体に一時的に記録し、及び当該保守又は修理の後に、 の保守又は修理を行う場合には、 録媒体」という。 その複製を機器に内蔵する記録媒体 必要と認められる限度において、当該内蔵記録媒体以外の記録 記録媒体内蔵複製機器 に記録して行うものをいう。 その内蔵記録媒体に記録されている著 (複製の機能を有する機器であつ (以下この条において 次項において同 当該内蔵記録媒 「内蔵記 ľ

内蔵記録媒体に記録されている著作物は、 いて生じた故障があるためこれを同種の機器と交換する場合には、 機器の内蔵記録媒体に記録することができる。 記録媒体内蔵複製機器に製造上の欠陥又は販売に至るまでの過程にお 当該内蔵記録媒体以外の記録媒体に一時的に記録し、 必要と認められる限度にお 及び当該同種 その

3 者は、 録媒体に記録された当該著作物の複製物を保存してはならない 前二 |項の規定により内蔵記録媒体以外の記録媒体に著作物を記録した これら の規定による保守若しくは修理又は交換の 後には 当該記

- 2 電子計算機における利用に供される著作物は、次に掲げる場合その他 これらと同様に当該著作物の電子計算機における利用を行うことができ 利用することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該 利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合には、 この限りでない。
- 記録する場合
  一時的に記録し、及び当該保守又は修理の後に、当該内蔵記録媒体にう。)に記録されている著作物を当該内蔵記録媒体以外の記録媒体」とい意はないで、以下この号及び次号において「内蔵記録媒体」といる 記録媒体を内蔵する機器の保守又は修理を行うために当該機器に内
- 器の内蔵記録媒体に記録する場合 ない外の記録媒体に一時的に記録し、及び当該同様の機能を有する機体以外の記録媒体に一時的に記録されている著作物を当該内蔵記録媒 記録媒体を内蔵する機器をこれと同様の機能を有する機器と交換す
- 作物を記録媒体に記録するとき。
  複製物が滅失し、又は毀損した場合の復旧の用に供するために当該著て行う者が、当該自動公衆送信装置により送信可能化された著作物の三 自動公衆送信装置を他人の自動公衆送信の用に供することを業とし

- (電子計算機による情報処理及びその結果の提供に付随する軽微利用等)

行為を行う者(当該行為の一部を行う者を含み、当該行為を政令で定めを創出することによつて著作物の利用の促進に資する次の各号に掲げる第四十七条の五 電子計算機を用いた情報処理により新たな知見又は情報

(送信の障害の防止等のための複製)

(自動公衆送信以外の無線通信又は有線電気通信の送信で政令で定める置(電気通信回線に接続することにより、その記録媒体のうち特定送信第四十七条の五 自動公衆送信装置等(自動公衆送信装置及び特定送信装

著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、 公衆提供提示著作物の種類及び用途並びに当該軽微利用の態様に照らし 又は提示にあつては、 提示が著作権を侵害するものであること(国外で行われた公衆への提供 とができる。 微なものに限る。 部分の量、 付随して、 各号に掲げる行為の目的上必要と認められる限度において、 表された著 及び次条第 化を含む。 べきものであること) 作物のうちその利用に供される部分の占める割合、 る基準に従つて行う者に限る。) その利用に供される際の表示の精度その他の要素に照らし軽 いずれの方法によるかを問わず、利用 作物又は送信可能化された著作物に限る。 以下この条において同じ。 一項第 ただし 以下この条において 一号において を知りながら当該軽微利用を行う場合その他当該 国内で行われたとしたならば著作権の侵害となる 当該公衆提供提示著作物に係る公衆への提供又は 「公衆提供提示著作物」 は、 公衆への提供又は提示 「軽微利用」という。 が行われた著作物 (当該公衆提供 その利用に供される この限りでない。 について という。 (以下この条 当該行為に (送信可能 を行うこ 院提示著 当該 **公** 

供すること。 供すること。 供すること。 供索情報の特定又は所在に関する情報を検索し、及びその結果を提信可能化された検索情報に係る送信元識別符号(自動公衆送信の送信元 で識別するための文字、番号、記号その他の符号をいう。)その他の検索情報」という。)が記録された著作物の題号又は著作者名、送の検索情報」という。)が記録された著作物の題号又は著作者名、送

の収 三 公衆提供提示著作物について、 前項各号に掲げる行為の準備を行う者 たな知見又は情報を創出し、及びその結果を提供する行為であつて、 |民生活の利便性の向上に寄与するものとして政令で定めるもの 前二号に掲げるもののほか、 電子計算機による情報解析を行い、 理 及び提供を政令で定める基準に従 同項の規定による軽微利用の準備のた 電子計算機による情報処理により 及びその結果を提供すること。 (当該行為の準備のための情報 つて行う者に限る。 は 新

2

おいて 記録することができる。  $\mathcal{O}$ 送信をし得るようにするための行為で政令で定めるものをいう。 て、 として行う者は、 び 以下この 入力される情報の特定送信をする機能を有する装置を ものをいう。 条におい 特定送信をいう。 当該自動公衆送信装置等により送信可能化等 「特定送信用記録媒体」という。 条において同じ。 て同じ。 以下この項において同じ。 次の各号に掲げる目的上必要と認められる限度におい 以下この条において同じ。 がされた著作物を、 を他人の自動公衆送 当該各号に定める記録媒体に の用に供する部分 に記録され、 信等 の用に供することを業 (送信可能化及び特定 いう。 (自動公衆送信及 又は当該装置に ( 第 をいう。 以下こ 一号に

等の用に供するためのもの。) 以外の記録媒体であつて、当該送信可能化等に係る自動公衆送信衆送信用記録媒体及び特定送信用記録媒体をいう。次号において同じ衆送信用記録媒体及び特定送信用記録媒体をいう。次号において同じ衆送信用記録媒体及び特定送信用記録媒体をいう。次号において同じ衆送信用記録媒体をいう。次号において同じまる送信の遅滞又は当該自動公衆送信装置等に集中することに自動公衆送信等の求めが当該自動公衆送信装置等に集中することに

あるものを除く。) おるものを除く。) おるものを除く。) おるものを除く。) おるものを除く。) おるものを除く。) おるものを除く。) おるものを除く。) おるものを除く。) おるものを除く。) おるものを除く。)

2 ち当該送信 る限度におい 公衆送信等を中継するための送信を効率的に行うために必要と認められ るための送信を行う場合には、当該送信後に行われる当該著作物の自動 により送信可能化等がされたものを除く。 して行う者は、 自動公衆送信装置等を他人の自動公衆送信等の用に供することを業と この用に て 送信可能化等がされた著作物 .供する部分に記録することが 当該著作物を当該自動公衆送信装置等の の自動公衆送信等を中 (当該自動公衆送信装置等 記 録媒体のう

3 次の各号に掲げる者は、当該各号に定めるときは、その後は、当該各

作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない 複製又は頒布の部数及び当該複製 ができる。 第 送信の場合にあつては、 めに必要と認められる限度において、複製若しくは公衆送信 二号において同じ。 ただし、 当該公衆提供提示著作物の種類及び用途並びに当該 を行い、 送信可能化を含む。 又はその複製物による頒布を行うこと 公衆送信又は頒布の態様に照らし著 以下この項及び次条第二項 (自動公衆

## (翻訳) 翻案等による利用)

第四十七条の六 める方法による利用を行うことができる。 きる場合には、 当該著作物について、 次の各号に掲げる規定により著作物を利用することがで 当該規定の例により当該各号に定

- 項 場合を含む。 第三十条第 翻訳、 編曲、 項 第三十四条第一項、第三十五条第一項又は前条第二 変形又は翻案 第三十三条第一項 (同条第四項において準用する
- \_ 第三十条の二第 項又は第四十七条の三第 一項 翻案
- 三 六条第 第四十条第二項 第三十 項 条第 第三十七条第一項若しくは第二項 第四十一条又は第四十二条 項第一号若しくは第三項後段 第 第三十九条第 三十 条 第三十 項、
- 兀 第三十三条の二第 項又は第四十七条 変形又は翻案
- 第三十七条第三項 翻訳、 変形又は翻案
- 六 五 第三十七条の二 翻訳又は翻案
- 2 著作物を同項各号に掲げる規定(次の各号に掲げる二次的著作物にあつ 前 項の 規定により 創作された 一次的著作物は 当該1 一次的著作物の原

はならない。 号に規定する規定の適用を受けて作成された著作物の複製物を保存して

係る送信可能化等が著作権を侵害するものであること(国外で行われ 害となるべきものであること)を知つたとき。 た送信可能化等にあつては、国内で行われたとしたならば著作権の侵 物を保存する必要がなくなつたと認められるとき、 を記録媒体に記録した者 第 一 項 ( 第 号に係る部分に限る。 これらの規定に定める目的のため当 又は前項の規定により 又は当該著作物に □該複製 著作物

体に記録した者 第 一項 (第二号に係る部分に限る。 同号に掲げる目的のため当該複製物を保存する必要 の規定により著作物を記録媒

第四十七条の六 物に係る当該二次的著作物の複製物を含む。 み、 供と併せて 作した二次的著作物の記録を含む。 ては、 号その他の符号をいう。 信元識別符号 たものに限る。)について、 ることその他の受信を制限するための手段が講じられている場合にあつ 必要と認められる限度において、 従つて行う者に限る。) の結果を提供することを業として行う者 に係る自動公衆送信について受信者を識別するための情報の入力を求め 送信可能化された情報の収集、整理及び提供を政令で定める基準に 当該求めに関する送信可能化された情報に係る送信元識別符号の提 当該自動公衆送信の受信について当該手段を講じた者の承諾を得 当該記録媒体に記録され (自動公衆送信の送信元を識別するための文字、 公衆からの求めに応じ、 は、当該検索及びその結果の提供を行うために 以下この条において同じ。 記録媒体への記録又は翻案(これにより創 送信可能化された著作物 )を行い、 た当該著作物の 送信可能化された情報に係る送 (当該事業の一 以下この条において 及び公衆からの求めに応 り複製物 を検索し 部を行う者を含 (当該著作物 番号、 及びそ

(送信可能化された情報の送信元識別符号の検索等のための複製等) がなくなつたと認められるとき

掲げる規定による利用を行うことができる。 する権利を有する者との関係においては、 物の著作者その他の当該二次的著作物の利用に関して第一 第二号において同じ。 ては、 に掲げる規定に規定する著作物に該当するものとみなして、 当該各号に定める規定を含む。 により利用することができる場合には、 以下この項及び第四十八条第三項 当該1 一次的著作物を前項各号 一十八条に規定 当該各号に 原著作

ができる場合に の上映又は自動公衆送信を行うために当該展示著作物を複製すること 第四十七条第 項の規定により同条第二項の規定による展示著作物 前項の規定により創作された二次的著作物 同条第

信又はその複製物による頒布を行うことができる場合に、 二項 前条第二項の規定により公衆提供提示著作物に ついて複製、 前項の規定 公衆送

により創作された二次的著作物

同条第

一項

害するものであること 行われたとしたならば著作権の侵害となるべきものであること) 結果提供用記録」という。)のうち当該送信元識別符号に係るものを用 送信可能化を含む。 たときは、 当該検索結果提供用記録に係る著作物に係る送信可能化が著作権を侵 て自動公衆送信 その後は、 (送信可能化を含む。 を行つてはならない。 当該検索結果提供用記録を用いた自動公衆送信 (国外で行われた送信可能化にあつては、 )を行うことができる。 を知つ ただし 国内で

(情報解析のための複製等)

第四十七条の七 り創作 いう。 物については、 必要と認められる限度において、 素に係る情報を抽出し、 の他の大量の情報から、当該情報を構成する言語、 情報解析を行う者の用に供するために作成されたデータベースの著作 以下この条において同じ。 した二次的著作物の記録を含む。 この限りでない 著作物は、 比較、 電子計算機による情報解析 分類その他の統計的な解析を行うことを 記録媒体 を行うことを目的とする場合には、 を行うことができる。 0) 記録又は翻案 音、 (多数の著作物そ 影像その他の要 (これによ

(電子計算機における著作物の利用に伴う複製)

いて利用する場合又は無線通信若しくは有線電気通信の送信がされる著

(削除

第四十七条の八 電子計算機において、 著作物を当該著作物の複製物を用

(削除)

(削除)

(複製権の制限により作成された複製物の譲渡)

第四 十六条第一 条、 物の複製物 受けて作成された複製物 五の規定により複製することができる著作物は、これらの規定の適用を 項若しくは第三項、 十二条の二まで、 三十九条第一項、 おいて準用する場合を含む。)、第三十三条の二第一項若しくは第四項 第三十四条第一項、第三十五条第一項、第三十六条第一項、 若しくは第三項後段、 十七条の七 第三十七条の二(第二号を除く。 一条第一項 項又は第四十二条の規定に係る場合にあつては、 (映画の著作物において複製されている著作物にあつては、 第三十条の二第二項 (第一号に係る部分に限る。以下この条において同じ。 第四十二条の三第二項、 第四十条第一項若しくは第二項、 第四十七条の二、第四十七条の四又は第四十七条の 第三十二条、第三十三条第一項(同条第四項に (第三十一条第一項若しくは第三項後段、 以下この条において同じ。 第三十条の三、 第四十六条 第四十一条から第四 第三十条の 第四十七条第一 映画の著作 第三十七 )、第 四 第三 第

> 電子計算機の記録媒体に記録することができる らの利用 の使用が著作権を侵害しない場合に限る。 作物を当該送信を受信して利用する場合 処理を円滑 0 ため の当該電子計算機による情報処理 効率的に 行うために必要と認められる限度で (これらの利用又は当該 には、 過程に 当該著作物は おい **修複製物** 当該 これ

用) (情報通信技術を利用した情報提供の準備に必要な情報処理のための利

第四十. 限度において、 必要な電子計算機による情報処理を行うときは、 提供する場合であ 著作物の記録を含む。 七条の九 記録媒体 著作物は )を行うことができる。 当該提供を円 への記録又は翻案(これにより創作した二次的 情報通信の技術を利用する方法により情 1滑か 効率 的に その必要と認められる 準備に 報を

(複製権の制限により作成された複製物の譲渡)

第四十七条の十 第一項、 項 を含む。 において複製されている著作物にあつては、 条の規定に係る場合にあつては、映画の著作物の複製物 しくは第三項後段、 条から第四十七条の二までの規定により複製することができる著作物は 四十一条から第四十二条の二まで、 いて同じ。)、第三十九条第一項、 項若しくは第四項、 条において同じ。 これらの規定の適用を受けて作成された複製物 (同条第四項において準用する場合を含む。)、第三十三条の二第一 第三十七条、第三十七条の二(第二号を除く。 以下この条において同じ。)を除く。)の譲渡により公衆に提 第三十一条第一項(第一号に係る部分に限る。 )若しくは第三項後段、 第三十四条第一項、第三十五条第一項、第三十六条 第三十五条第一項、第三十六条第一項又は第四十二 第四十二条の三第二 第四十条第一項若しくは第二項、 第三十二条、 当該映画の著作物の (第三十一条第一項若 一項又は第四十六 以下この条にお 第三十三条第一 (映画の著作物 以下この

衆に譲渡する場合は、 る目的以外の目的のために公衆に譲渡する場合又は第三十条の四 三項、 五条第一項、 項若しくは第三項後段、 は 条第一項若しくは第三項後段又は第四十二条の規定に係る場合にあつて 四十一条から第四十一 は第四項、 当該映画の著作物の複製物を含む。 十二条の二まで、 十七条の五の規定の適用を受けて作成された著作物の複製物(第三十一 適用を受けて作成された著作物の複製物を当該著作物に表現され 第三十一条第一項若しくは第三項後段、第三十三条の二第一項若しく 項若しくは第三項、 映画の著作物の複製物を除く。)を第三十条の三、 第四十七条の二、第四十七条の四若しくは第四十七条の五に定め 譲渡により公衆に提供することができる。ただし、 は感情を自ら享受し若しくは他 第三十五条第一項、 第三十七条第三項、 第四十二条の三第二項、 一条の二まで、 この限りでない 第三十三条の二第一項若しくは第四項、 第四十七条の二、第四十七条の四若しくは第四 第三十七条第三項、 第三十七条の二、 以下この条において同じ。)を除く 第四十二条の三第二 人に享受させる目的のために公 第四十七条第一項若しくは第 第四十一条から第四 第三十七条の二、 互項、 第三十一条第一 第三十条の三 第四十七条 一の規定 第三十 た思 第

(出所の明示)

- 又は第四十七条第一項の規定により著作物を複製する場合を含む。)、第三十三条の二第一項、第三十七条第一項、第四十二条第三十二条、第三十三条第一項(同条第四項において準用する場合
- は第三項又は第四十七条の二の規定により著作物を利用する場合条第一項、第四十条第一項若しくは第二項、第四十七条第二項若しく二 第三十四条第一項、第三十七条第三項、第三十七条の二、第三十九

合は、 第三項、 又は第四十七条の二に定める目的以外の目的のために公衆に譲渡する場 七条の二、 第一項若しくは第四項、 を除く。)を、 項又は第四十二条の規定に係る場合にあつては、 作物の複製物 二条の三第二項又は第四十七条の二の規定の適用を受けて作成された著 第三十三条の二第一項若しくは第四項、第三十五条第一項、 供することができる。ただし、第三十一条第一項若しくは第三項 この限りでない。 第三十七条の二、第四十一条から第四十二条の二まで、 第四十一条から第四十二条の二まで、 (第三十一条第一項若しくは第三項後段 第三十一条第一項若しくは第三項後段、 第三十五条第一項、第三十七条第三項、 第四十二 映画の著作物の 第三十三条の二 第三十五 一条の三第二項 第三十七条 第三十 第四十 複製物 《後段、

出所の明示

により、明示しなければならない。所を、その複製又は利用の態様に応じ合理的と認められる方法及び程度第四十八条、次の各号に掲げる場合には、当該各号に規定する著作物の出

- 又は第四十七条の規定により著作物を複製する場合を含む。)、第三十三条の二第一項、第三十七条第一項、第四十二条第三十二条、第三十三条第一項(同条第四項において準用する場合
- により著作物を利用する場合条第一項、第四十条第一項若しくは第二項又は第四十七条の二の規定第三十四条第一項、第三十七条第三項、第三十七条の二、第三十九

作物を利用する場合において、その出所を明示する慣行があるとき。四十一条、第四十六条若しくは第四十七条の五第一項の規定により著合又は第三十五条第一項、第三十六条第一項、第三十八条第一項、第三十二条の規定により著作物を複製以外の方法により利用する場

2 (略)

定する二次的著作物の原著作物の出所を明示しなければならない。
3 次の各号に掲げる場合には、前二項の規定の例により、当該各号に規

り創作された二次的著作物をこれらの規定により利用する場合開い。第四十条第一項、第四十六条又は第四十七条の五第一項の規定によ

する場合
第二項の規定の適用を受けて同条第一項各号に掲げる規定により利用第二項の規定の適用を受けて同条第一項各号に掲げる規定により利用二 第四十七条の六第一項の規定により創作された二次的著作物を同条

(複製物の目的外使用等)

第三項後段、第三十三条の二第一項若しくは第四項、第三十五条第一一第三十条第一項、第三十条の三、第三十一条第一項第一号若しくは第四十九条次に掲げる者は、第二十一条の複製を行つたものとみなす。

項、第三十七条第三項、第三十七条の二本文(同条第二号に係る場合

物に該当するものを除く。)を頒布し、又は当該複製物によつて当該用を受けて作成された著作物の複製物(次項第一号又は第二号の複製工条の五第一項に定める目的以外の目的のために、これらの規定の適工条の三まで、第四十三条第二項、第四十四条第一項若しくは第にあつては、同号。次項第一号において同じ。)、第四十一条から第

その出所を明示する慣行があるとき。 条若しくは第四十六条の規定により著作物を利用する場合において、合又は第三十五条、第三十六条第一項、第三十八条第一項、第四十一三 第三十二条の規定により著作物を複製以外の方法により利用する場

2 (略

3

明示しなければならない。
して利用する場合には、前二項の規定の例により、その著作物の出所を第四十三条の規定により著作物を翻訳し、編曲し、変形し、又は翻案

(複製物の目的外使用等)

第四 1十九条 四十二条の三まで、 複製物によつて当該著作物を公衆に提示した者 的のために、これらの規定の適用を受けて作成された著作物の は第二項、 にあつては、同号。 項、第三十七条第三項、第三十七条の二本文 第三項後段、 〈次項第四号の複製物に該当するものを除く。 第三十条第一項、 次に掲げる者は、 第四十七条の二又は第四十七条の六に定める目的以外の目 第三十三条の二第一項若しくは第四項、 第四十二条の四第二項、 第三十条の三、 次項第一号において同じ。)、第四十一条から第 第二十一条の複製を行つたものとみなす。 第三十一条第一項第一号若しくは 第四十四条第一項若しく (同条第二号に係る場合 を頒布し、 第三十五条第一 又は当該

(新設)

次

表現された思想又は感情を自ら享受し又は他人に享受させる目的のた

の複製物に該当するものを除く。

を用

著作物の公衆

の提示

(送信可能化を含む。

以下同じ。

第三十条の四

の

規定の適用を受けて作成された著作物の複製物

1 かんだいずれの方法によるかを問わず、当該著作物を利用した者がに、いずれの方法によるかを問わず、当該著作物を利用した者にある。

## 三(略

当該複製物によつて当該著作物の公衆への提示を行つた者製物(次項第四号の複製物に該当するものを除く。)を頒布し、又は四 第四十七条の三第一項の規定の適用を受けて作成された著作物の複

の複製物に該当するものを除く。)を保存した者五 第四十七条の三第二項の規定に違反して同項の複製物(次項第四号

いずれの方法によるかを問わず、当該著作物を利用した者、次項第六号又は第七号の複製物に該当するものを除く。)を用いて、のために、これらの規定の適用を受けて作成された著作物の複製物(新四十七条の四又は第四十七条の五第二項に定める目的以外の目的

#### (削除)

(削除)

を、それぞれ行つたものとみなす。
訳、編曲、変形又は翻案を、当該二次的著作物につき第二十一条の複製2次に掲げる者は、当該二次的著作物の原著作物につき第二十七条の翻

#### 三 第四· (略)

著作物を公衆に提示した者

本名の四第一項若しくは第二項の規定の適用を受けて同条第一項若して、文は第二項に規定する内蔵記録媒体以外の記録媒体に一時的に記録さら、次項第二号の複製物に該当するものを除く。)若しくは第四十製物(次項第二号の複製物に該当するものを除く。)若しくは第四十製物(次項第二号の複製物に該当するものを除く。)若しくは第四十一製物(次項第二号の複製物に該当するものを除く。)若しくは第四十一製物(次項第二号の複製物に該当するものを除く。)若しくは第四十一製物(次項第二号の複製物に該当するものを除く。)若しくは第四十一

に該当するものを除く。)を保存した者第三項の規定に違反してこれらの規定の複製物(次項第二号の複製物四)第四十七条の三第二項、第四十七条の四第三項又は第四十七条の五

に該当するものを除く。)を用いて当該著作物を利用した者規定の適用を受けて作成された著作物の複製物(次項第六号の複製物の七又は第四十七条の九に定める目的以外の目的のために、これらの五 第三十条の四、第四十七条の五第一項若しくは第二項、第四十七条

む。)を行つた者ものを除く。)を用いて当該著作物の自動公衆送信(送信可能化を含を受けて作成された著作物の複製物(次項第五号の複製物に該当するが、第四十七条の六ただし書の規定に違反して、同条本文の規定の適用

訳、編曲、変形又は翻案を行つたものとみなす。
2 次に掲げる者は、当該二次的著作物の原著作物につき第二十七条の翻

二次的著作物の公衆への提示を行つた者
こ次的著作物の公衆への提示を行つた者
は第三項に定める目的以外の目的のために、第四十七条の六第二項のは第三項に定める目的以外の目的のために、第四十七条の六第二項のは第三項に定める目的以外の目的のために、第四十七条第一項若しく上条の二第一項、第三十五条第一項、第三十七条第三項、第三十三条の二第一項、第三十一条第一項第一号若しくは第三項後段、第二十二条第一項、第三十条第一項第一号若しくは第三項後段、第

ず、当該二次的著作物を利用した者し又は他人に享受させる目的のために、いずれの方法によるかを問わし又は他人に享受させる目的のために、いずれの方法によるかを問わりを用いて、当該二次的著作物に表現された思想又は感情を自ら享受 第三十条の四の規定の適用を受けて作成された二次的著作物の複製

製物によつて当該二次的著作物の公衆への提示を行つた者の規定により作成された二次的著作物の複製物を頒布し、又は当該複四 第四十七条の六第二項の規定の適用を受けて第四十七条の三第一項

五 (略

(削除)

(削除)

によるかを問わず、当該二次的著作物を利用した者用を受けて作成された二次的著作物の複製物を用いて、いずれの方法六、第四十七条の四に定める目的以外の目的のために、同条の規定の適

物によつて当該二次的著作物を公衆に提示した者というでは、第四十三条の規定の適用を受けて同条各号に掲げるこれらのために、第四十三条の規定の適用を受けて同条各号に掲げるこれらのために、第四十三条の規定の適用を受けて同条各号に掲げるこれらのために、第四十三条の規定の適用を受けて同条各号に掲げるこれらのために、第四十三条の規定の適用を受けて同条各号に掲げるこれらの表の二条の二第一項、第三十七条第一項、第三十七条第三項後段、第三十条第一項第一号若しくは第三項後段、第

(新 設) (新設)

衆に提示した者物の複製物を頒布し、又は当該複製物によつて当該二次的著作物を公物の複製物を頒布し、又は当該複製物によつて当該二次的著作物を公第四十七条の三第一項の規定の適用を受けて作成された二次的著作

三 (略)

の自動公衆送信(送信可能化を含む。)を行つた者

・ これらの規定の適用を受けて作成された二次的著作物の複製物を用いて当該二次的著作物を受けて作成された二次的著作物の複製物を用いて当該二次的著作物を公衆に提示した者を受けて作成された二次的著作物を公衆に提示した者の当該工人の規定の適用を受けて作成された二次的著作物の複製物を頒

作物の複製物を用いて当該二次的著作物を利用した者外の目的のために、これらの規定の適用を受けて作成された二次的著第三十条の四、第四十七条の七又は第四十七条の九に定める目的以

七 り作成された一 条の六第一 第四十七条の五第二項に定める目的以外の目的のために、 |項の規定の適用を受けて第四十七条の五第| 次的著作物の複製物を用い 一次的著作物を利用した者 V` ずれの方法によるか 一項の規定によ 第四十七

(著作権者不明等の場合における著作物の利用

## 第六十七条 (略)

を問わず

当該一

2 る額の補償金を著作権者に支払わなければならない。 著作物を利用しようとするときは、 することができるに至つたときは、 定による供託を要しない。 (以下この 国 地方公共団体その他これらに準ずるものとして政令で定める法人 項及び次条において この場合において、 「国等」という。 同項の規定により文化庁長官が定め 同項の規定にかかわらず、 国等が著作権者と連絡を が前項の規定により 同項の規

3 に提出しなければならない。 とを疎明する資料その他政令で定める資料を添えて、これを文化庁長官 定める事項を記載した申請書に、著作権者と連絡することができないこ 第一項の裁定を受けようとする者は、著作物の利用方法その他政令で

2

## 4

(裁定申請中の著作物の利用

## 第六十七条の二 (略)

- 2 定にかかわらず、 国等が前項の規定により著作物を利用しようとするときは 同項の規定による供託を要しない 同項の規
- 3 を受けて作成された複製物である旨及び裁定の申請をした年月日を表示 しなければならない。 第一項の規定により作成した著作物の複製物には、 同項の規定の適用
- 4 う。 項の規 (国等を除く。 定により著作物を利用する者 次項において同じ。 )が裁定を受けたときは、前 ( 以 下 「申請中利用者」とい

(新設)

(著作権者不明等の場合における著作物の利用

第六十七条 (略

(新設)

提出しなければならない。 を疎明する資料その他政令で定める資料を添えて、 める事項を記載した申請書に、著作権者と連絡することができないこと 前項の裁定を受けようとする者は、著作物の利用方法その他政令で定 これを文化庁長官に

#### 3 (略)

(裁定申請中の著作物の利用

第六十七条の二 (略)

(新設)

- 2 なければならない。 受けて作成された複製物である旨及び裁定の申請をした年月日を表示し 前項の規定により作成した著作物の複製物には、 同項の規定の 適 用
- 3 う。 第 一項の規定により著作物を利用する者 が裁定を受けたときは、 前条第一項の規定にかかわらず、 (以 下 「申請中利用者」とい 同項の

要しない。 を超えるときは、 供託された担保金の額に相当する額 条第一項の規定にかかわらず、同項の補償金のうち第一項の規定により 当該額) については、 (当該担保金の額が当該補償金の額 同条第一項の規定による供託を

## 5

6 なければならない。 相当するものとして文化庁長官が定める額の補償金を著作権者に支払わ までの間における第 作権者と連絡をすることができるに至つたときは、 申請中利用者 (国等に限る。 項の規定による著作物の利用に係る使用料 は、 裁定をしない処分を受けた後に著 当該処分を受けた時

## 7

8 9 定により供託された担保金から弁済を受けることができる。 はこの条第五項若しくは前項の補償金を受ける権利に関し、 第四項、 第五項又は前項の場合において、著作権者は、 前条第一項又 第一項の規

## (文化審議会への諮問)

(略)

第七十一条 補償金の額を定める場合には、 する場合を含む。)、第三十三条の二第二項、第六十七条第一項、第六 十七条の二第五項若しくは第六項、第六十八条第一項又は第六十九条の 文化庁長官は、第三十三条第二項 文化審議会に諮問しなければならない。 (同条第四項において準用

# (補償金の額についての訴え)

第七十二条 二第五項又は第六項に係る場合にあつては、第六十七条第一項の裁定を しない処分)があつたことを知つた日から六月以内に、 について不服がある当事者は、これらの規定による裁定(第六十七条の 第六十八条第一項又は第六十九条の規定に基づき定められた補償金の額 第六十七条第一項、 第六十七条の二第五項若しくは第六項 訴えを提起して

> 当該担保金の額が当該補償金の額を超えるときは 補償金のうち第一項の規定により供託された担保金の額に相当する額( 同条第 一項の規定による供託を要しない。 当該額) については

#### 4 (略)

(新設)

#### 5

6 受けることができる。 を受ける権利に関し、 前三項の場合において、 第 著作権者は、 項の規定により供託された担保金から弁済を 前条第 一項又は前二 一項の 補 償金

#### 7 (略)

## (文化審議会への諮問)

第七十一条 める場合には、文化審議会に諮問しなければならない。 十七条の二第四項、第六十八条第一項又は第六十九条の補償金の額を定 する場合を含む。)、第三十三条の二第二項、第六十七条第一項、 文化庁長官は、第三十三条第二項 (同条第四項において準用

# (補償金の額についての訴え)

第七十二条 を知つた日から六月以内に、 場合にあつては、 ある当事者は、これらの規定による裁定 項又は第六十九条の規定に基づき定められた補償金の額について不服が 第六十七条第一項、 第六十七条第一項の裁定をしない処分) 訴えを提起してその額の増減を求めること 第六十七条の二第四項、 (第六十七条の二第四項に係る 第六十八条第 があつたこと

その額の増減を求めることができる。

2 (略)

第七十四条 (略) (補償金等の供託)

2 (略)

の住所又は居所の最寄りの供託所に、それぞれするものとする。 
所又は居所の最寄りの供託所に、その他の場合にあつては供託をする者が国内に住所又は居所で知れているものを有する場合にあつては当該住 
が国内に住所又は同条第一項の規定による担保金の供託は、著作権者 
3 第六十七条第一項、第六十七条の二第五項若しくは前二項の規定によ

4 (略

(出版権の制限)

第八十六条 条の一 項ただし する。 ら第四十二条の二まで、 条の二、第三十九条第一項、 第一項、第三十五条第一項、 用する場合を含む。)、第三十三条の二第一項及び第四項、 び第三項後段、 三十条の二第二項、 条の五の規定は、 十七条の五第 この場合において、 項及び第一 書 条の四ただし書、 第三十条第一 兀 第四十七条第 一項ただし書及び第二項ただし書中 第三十二条、 七条の四 出版権の目的となつている著作物の複製について準用 項 第三十条の三、 第四十七条の二、 項(第三号を除く。 第四十二条の三第二項 第 第三十条の二第二 第三十五条第 第三十六条第一項、 第三十三条第一項 第四十条第一項及び第二項、 項ただし書及び第一 項ただし 第三十条の四 書及び第 第四十七条の四並びに第四十七 項ただし書 一項ただし書、 次項において同じ。 第三十七条、 (同条第四項において準 一項ただし書 項 第四十六条、 「著作権者」とあるの 第三十一条第 ただし 第四十二条第一 書並 第四十一条か 第三十条の三 第三十四条 第四十七 第三十七 第四十七 )、第 一項 反

ができる。

2 (略)

第七十四条 (略)

(補償金等の供託)

2 (略)

3

の住所又は居所の最寄りの供託所に、それぞれするものとする。所又は居所の最寄りの供託所に、その他の場合にあつては供託をする者が国内に住所又は居所で知れているものを有する場合にあつては当該住る補償金の供託又は同条第一項の規定による担保金の供託は、著作権者第六十七条第一項、第六十七条の二第四項若しくは前二項の規定によ

4 (略)

出版権の制限

第八十六条 九条第一 での規定は、 二まで、 は 第 五条第一項、 む。)、第三十三条の二第一項及び第四項、 第三十二条、 三十条の二第二項、 この場合におい 項 項、 第四十二条の三第二項並びに第四十六条から第四十七条の二ま 版権者」 第四十二 第三十条第一項(第三号を除く。 第三十三条第一項 第四十条第一項及び第二項、第四十一条から第四十二条の 出版権の目的となつている著作物の複製について準 第三十六条第一項、第三十七条、第三十七条の二、 一条第一項及び第四十七条の と読み替えるものとする。 第三十条の三、 第三十条の二第 (同条第四項において準用する場合を含 第三十 項 一条第一項及び第三項後 第三十四条第一項、 第 次項において同じ。 二中 二十条の三 「著作権者」とあるの 第三十五条 第三十 千用する 第三十

する。
版権を」と、「著作権の」とあるのは「出版権の」と読み替えるものとは「出版権者」と、同条第一項ただし書中「著作権を」とあるのは「出

2 次に掲げる者は、第八十条第一項第一号の複製を行つたものとみなす

2

- 同条第二 四項、 た者 を頒布し 的のために、 条の二まで 前項に 第四十七条の二又は第四十七条の五第一項に定める目的以外の目 第 第三十五条第一 一号に係る場合にあつては、 おいて準用する第三十条第 一号若しくは第三項後段、 又は当該複製物によつて当該著作物の公衆への提示を行つ これらの規定の適用を受けて作成された著作物の複製物 第四十二 一条の三第二項、 項、 第三十七条第三項、 第三十三条の二第 同号) 項、 第四十七条第 第三十条の三、 第四十 第三十七条の二本文 条から第四十二 項若しくは第三 一項若しくは第 第三 一十一条
- かを問わず、当該著作物を利用した者自ら享受し又は他人に享受させる目的のために、いずれの方法によるた著作物の複製物を用いて、当該著作物に表現された思想又は感情を一一が頂において準用する第三十条の四の規定の適用を受けて作成され
- 3 十七条の二、第四十七条の四並びに第四十七条の五の規定は、 第二号を除く。)、第四十条第一項、 項前段、第三十二条第一項、第三十三条の二第四項、 十二条の三第二 第三十六条第一項、第三十七条第二項及び第三項、 第三十条の二第二項、 項、 第四十六条、 第三十条の三、 第四 第四十一条、 第三十条の四、 十七条第 一項及び第三 第四十二条の二、第 第三十七条の二( 第三十五条第 第三十一条第三 項、 出版権の 第四 一項

3

十条第一項第一号の複製を行つたものとみなす。 布  $\mathcal{O}$ 一号に係る場合にあつては、同号)、第四十一条から第四十二条の二ま ために、 前項に 項第一号若しくは第三項後段、 第三十五条第 第四十二条の三第二項又は第四十七条の二に定める目的以外の目的 又は当該複製物によつて当該著作物を公衆に提示した者は おいて準用する第三十条第 これらの規定の適用を受けて作成された著作物の複製物を頒 項、 第三十七条第三項、 第三十三条の 項 第三十七条の二本文 第三十条の三、 一第 項若しくは 第三 同 第四項 条第 条第

版権の目的となつている著作物の公衆送信について準用する。この場合二項、第四十六条、第四十七条の二並びに第四十七条の六の規定は、出一項、第三十七条第二項及び第三項、第三十七条の二(第二号を除く。二条第一項、第三十三条の二第四項、第三十五条第二項、第三十六条第二条第二項、第三十条の二第四項、第三十十条第三項前段、第三十条の三、第三十十条第三項前段、第三十

条第 書 条第 目的となつている著作物の公衆送信について準用する。  $\mathcal{O}$ し書及び第 とあるのは 第三十五条第 第三十条の 項ただし書中 項ただし書及び第二 項ただし書及び第三 一項ただし書中 「出版権の」と読み替えるものとする 第 項ただし書、 一項ただし書、 「著作権を」とあるのは |項ただし書並びに第四十七条の五第 一項ただし書 「著作権者」とあるのは 第三十六条第 第三十条の三、第三十条の四ただし 第四十 「出版権を」 七条の二 項ただし書 「出版権者」 この場合におい と 第四十七条の 第四十七 「著作権 項ただ 同

## (著作隣接権の制限)

第百二条 項又は第百条の三」と、 は有線放送の利用について準用する。この場合において、 四条第二項の規定は、著作隣接権の目的となつている実演、レコード又 権の目的となつている実演又はレコードの利用について準用し、第四十 隣接権の目的となつている実演、 第四十三条まで、第四十四条(第二項を除く。) 、第四十六条から第四 次項において同じ。)、第三十八条第二項及び第四項、 条、第三十六条、 ついて準用し、 十七条の二まで、 「第二十三条第一項」とあるのは「第九十二条第一項、 「第九十二条第一項又は第百条の三」と読み替えるものとする。 第三十条第一 第三十条第二項及び第四十七条の七の規定は、 第三十七条第三項、第三十七条の二(第一号を除く。 第四十七条の四並びに第四十七条の五の規定は、 項、 同条第二項中 第三十条の二から第三十二条まで、 レコード、 「第二十三条第一項」とあるのは 放送又は有線放送の利用に 第九十九条第一 第四十一条から 同条第一項中 著作隣接 第三十五 著作

> 読み替えるものとする。 者」と、 三十六条第 において、 第四十七条の 第三十条の二第二項、 項及び第四十七条の二中 六ただし書中 第三十条の三、 「著作権」 「著作権者」とあるのは とあるの 第三十五条第 は 「出版権」 二項 「出版権 لح 第

## (著作隣接権の制限)

第百二条 るのは 実演、 二項及び第四十七条の十の規定は、 百条の三」と読み替えるものとする。 条第二項中 準用する。この場合において、同条第一項中「第二十三条第一項」とあ 隣接権の目的となつている実演、レコード又は有線放送の利用について 又はレコードの利用について準用し、第四十四条第二項の規定は、 の四から第四十七条の九までの規定は、著作隣接権の目的となつている 第四十二条の四まで、 次項において同じ。)、第三十八条第二項及び第四項、 条、第三十六条、 レコード、 「第九十二条第一項、 第三十条第一 「第二十三条第一項」とあるのは 第三十七条第三項、第三十七条の二(第一号を除 放送又は有線放送の利用について準用し、 項、 第四十四条(第二項を除く。)並びに第四十七条 第三十条の二から第三十二条まで、 第九十九条第一 著作隣接権の目的となつている実演 項又は第百条の三」 「第九十二条第一 第四十一条から 第三十条第 項又は第 同

2

の出所を明示する慣行があるときは、これらの複製の態様に応じ合理的

定により実演若しくはレコード又は放送若しくは有線放送に係る音若し

第四十二条若しくは第四十七条の規定又は次項若しくは第四項の規

前項において準用する第三十二条、第三十七条第三項、第三十七条の

2

くは影像

(以 下

「実演等」と総称する。

を複製する場合において、

そ

。と認められる方法及び程度により、その出所を明示しなければならない

3~8 (略)

百条の二の録音、録画又は複製を行つたものとみなす。
9 次に掲げる者は、第九十一条第一項、第九十六条、第九十八条又は第

一 第一項において準用する第三十条第一項、第三十条の三、第三十一条第一項第一号若しくは第三項後段、第三十五条第一項、第三十七条の二第一項若しくは第三項、第四十四条第一項若しくは第二項、第四十七条の二又は第四十七条の五第一項に定める目的以外の目的のために、これらの規定の適用を受けて作成さたがある目的以外の目的のために、これらの規定の適用を受けて作成された実演等の複製物を頒布し、又は当該複製物によつて当該実演、当れた実演等の複製物を頒布し、又は当該複製物によつて当該実演、当れた実演等の複製物を頒布し、又は当該複製物によつて当該実演、当社会、第二十二条の三、第三十七条の一項において準用する第三十条第一項、第三十条の三、第三十一次は影像の公衆への提示を行つた者

受させる目的のために、いずれの方法によるかを問わず、当該実演等れた実演等の複製物を用いて、当該実演等を自ら享受し又は他人に享「第一項において準用する第三十条の四の規定の適用を受けて作成さ

三 (略)

を利用した者

(削除)

(削除)

に定める目的以外の目的のために、これらの規定の適用を受けて作成四「第一項において準用する第四十七条の四又は第四十七条の五第二項

方法及び程度により、その出所を明示しなければならない。

3~8 (略)

百条の二の録音、録画又は複製を行つたものとみなす。
9 次に掲げる者は、第九十一条第一項、第九十六条、第九十八条又は第

に係る音若しくは影像を公衆に提示した者等一項において準用する第三十条第一項、第三十条の三に係る音若しくは当該複製物によつて、第四十二条の四第二項、第四十四条第一項若しくは第二項又は第四十七条の六に定める目的以外の目的のために、これらの規定の適用を第三項、第三十七条の二第二号、第四十一条から第四十二条の三まで第一項第一号若しくは第三項後段、第三十五条第一項、第三十七条第一項において準用する第三十条第一項、第三十条の三、第三十一

(新設)

二 (略)

送若しくは有線放送に係る音若しくは影像を公衆に提示した者」 当該複製物によつて当該実演、当該レコードに係る音若しくは当該放い外の記録媒体に一時的に記録された実演等の複製物を頒布し、又は定の適用を受けて同条第一項若しくは第二項に規定する内蔵記録媒体 第一項において準用する第四十七条の四第一項若しくは第二項の規

第三項の規定に違反してこれらの規定の複製物を保存した者四 第一項において準用する第四十七条の四第三項又は第四十七条の五

該実演等を利用した者された実演等の複製物を用いて、いずれの方法によるかを問わず、当

(削除)

削除

該実演若しくは当該レコードに係る音の公衆への提示を行つた者実演若しくはレコードの複製物を頒布し、又は当該複製物によつて当的のために、第三項若しくは第四項の規定の適用を受けて作成された五 第三十三条の二第一項又は第三十七条第三項に定める目的以外の目

第五章 著作権等の制限による利用に係る補償金

# 第一節 私的録音録画補償金

(私的録音録画補償金を受ける権利の行使)

第百四条の二 意を得て文化庁長官が指定するもの 掲げる私的録音録画補償金の区分ごとに全国を通じて一個に限りその同 受ける権利を有する者 的録音録画補償金」という。)を受ける権利は、 )のためにその権利を行使することを目的とする団体であつて、 以下この節において同じ。 第三十条第二項 (次項及び次条第四号において「権利者」という (第百二条第一 の補償金 (以下この節において「指定管理団 項において準用する場合を (以下この節において「私 私的録音録画補償金を 次に

物を用いて当該実演等を利用した者目的のために、これらの規定の適用を受けて作成された実演等の複製

、同条本文の規定の適用を受けて作成された実演等の複製物を用いて六 第一項において準用する第四十七条の六ただし書の規定に違反して

該実演等の送信可能化を行つた者

- る行為)をしないで使用して、当該実演等を利用した者 にあつては、当該送信の受信又はこれに準ずるものとして政令で定め 当該送信が受信者からの求めに応じ自動的に行われるものである場合 当該送信が受信者からの求めに応じ自動的に行われるものである場合 のである場合。 第一項において準用する第四十七条の八の規定の適用を受けて作成
- 該実演若しくは当該レコードに係る音を公衆に提示した者実演若しくはレコードの複製物を頒布し、又は当該複製物によつて当的のために、第三項若しくは第四項の規定の適用を受けて作成された八 第三十三条の二第一項又は第三十七条第三項に定める目的以外の目

第五章 私的録音録画補償金

(新設)

(私的録音録画補償金を受ける権利の行使)

第百四条の二 的録 含む。 文化庁長官が指定するもの(以下この章において「指定管理団体」とい めにその権利を行使することを目的とする団体であつて、 受ける権利を有する者(以下この章において「権利者」という。)のた 的録音録画補償金」という。)を受ける権利は、 音録 以下この章において同じ。 画 .補償金の区分ごとに全国を通じて一個に限りその同意を得て 第三十条第二項 (第百二条第一 の補償金 項にお (以下この章において「私 私的録音録画補償金を いて準用する場合を 次に掲げる私

行使することができる。体」という。)があるときは、それぞれ当該指定管理団体によつてのみ

- う。)に係る私的録音録画補償金のを除く。次条第二号イ及び第百四条の四において「私的録音」といい、私的使用を目的として行われる録音(専ら録画とともに行われるも
- う。)に係る私的録音録画補償金のを含む。次条第二号ロ及び第百四条の四において「私的録画」とい二 私的使用を目的として行われる録画(専ら録音とともに行われるも

2 (略

(指定の基準)

条第一項の規定による指定をしてはならない。第百四条の三 文化庁長官は、次に掲げる要件を備える団体でなければ前

一~三 (略)

はよ。 補償金関係業務」という。)を的確に遂行するに足りる能力を有する 第百四条の八第一項の事業に係る業務を含む。以下この節において「四 権利者のために私的録音録画補償金を受ける権利を行使する業務(

(私的録音録画補償金の支払の特例)

第百四条の四 おいて 体について定められた額の私的録音録画補償金の支払の請求があつた場 購入に当たり、 定記録媒体が小売に供された後最初に購入するものに限る。)は、 において いて行う私的録音又は私的録画に係る私的録音録画補償金の一 「特定記録媒体」という。 第百四条の六第 「特定機器」という。)又は記録媒体 第三十条第二項の政令で定める機器 指定管理団体から、当該特定機器又は特定記録媒体を用 項の規定により当該特定機器又は特定記録媒 )を購入する者 (以下この条及び次条に (当該特定機器又は特 (以下この条及び次条 括の支払 その

ことができる。
う。)があるときは、それぞれ当該指定管理団体によつてのみ行使する

音録画補償金のを除く。以下この章において「私的録音」という。)に係る私的録私的使用を目的として行われる録音(専ら録画とともに行われるも

音録画補償金のを含む。以下この章において「私的録画」という。)に係る私的録二 私的使用を目的として行われる録画(専ら録音とともに行われるも

(略)

2

(指定の基準

条第一項の規定による指定をしてはならない。第百四条の三 文化庁長官は、次に掲げる要件を備える団体でなければ

前

一~三 (略)

114。 補償金関係業務」という。)を的確に遂行するに足りる能力を有する 第百四条の八第一項の事業に係る業務を含む。以下この章において「四 権利者のために私的録音録画補償金を受ける権利を行使する業務(

(私的録音録画補償金の支払の特例)

第 の六第 百四条の四 れた額の私的録音録画補償金の支払の請求があつた場合には、 又は私的録画に係る私的録音録画補償金の 定管理団体から、 に供された後最初に購入するものに限る。)は、 媒体」という。)を購入する者 「特定機器」という。)又は記録媒体 一項の規定により当該特定機器又は特定記録媒体について定めら 第三十条第二項の政令で定める機器 当該特定機器又は特定記録媒体を用いて行う私的 (当該特定機器又は特定記録媒体が小 (以下この章において「特定記 括の支払として、 その購入に当たり、 (以下この章にお 第百四条 当該私的 録音 指 売

- 1 する権利を有する者の利益を代表すると認められるもの 権利を有する者を構成員とする団体 衆送信に該当するものを除く。 次条第四項において同じ。 第三十五条第一項 国内において授業目的公衆送信に係る著作物に関し同項に規定 という。 に係る著作物に関し第二十三条第 (第百二条第一項において準用する場合を含む の公衆送信 以下この節において (その連合体を含む。 (第三十五条第三項の公 「授業目的公衆 項に規定する であつ
- 規定する権利を有する者の利益を代表すると認められるものって、国内において授業目的公衆送信に係るレコードに関し同条にる権利を有する者を構成員とする団体(その連合体を含む。)であて、授業目的公衆送信に係るレコードに関し第九十六条の二に規定す
- められるもの 関しこれらの規定に規定する権利を有する者の利益を代表すると認可に規定する権利を有する者を構成員とする団体(その連合体を含可に規定する権利を有する者を構成員とする団体(その連合体を含す、 授業目的公衆送信に係る有線放送に関し第百条の三及び第百条の
- ものであること。 三 前号イからホまでに掲げる団体がそれぞれ次に掲げる要件を備える

イ営利を目的としないこと。

- 一 その構成員が任意に加入し、又は脱退することができること。
- ハーその構成員の議決権及び選挙権が平等であること。

(授業目的公衆送信補償金の額)

ばならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
「授業目的公衆送信補償金の額を定め、文化庁長官の認可を受けなけれ」
目的公衆送信補償金を受ける権利を行使する場合には、指定管理団体は第百四条の十三 第百四条の十一第一項の規定により指定管理団体が授業

五条第二項の規定にかかわらず、その認可を受けた額とする。 前項の認可があつたときは、授業目的公衆送信補償金の額は、第三十

4 額が、 情を考慮した適正な額であると認めるときでなければ、 にあ はならない。 文化庁長官は、 いつては、 第三十五条第 送信可能化を含む。 第一項の認可の申請に係る授業目的公衆送信補償金の 項の規定の趣旨、 に係る通常の使用料の額その 公衆送信 (自動公衆送信の場合 その認可をして 他の事

(補償金関係業務の執行に関する規程)

(新設)

(報告の徴収等)  「報告の徴収等)  「報告の徴収等)  「報告の徴収等)  「報告の徴収等)  「報告の徴収等)	(著作権等の保護に関する事業等のための支出)  「著作権等の保護に関する事業等のための支出)  「著作権等の保護に関する事業等のための支出)  「著作権等の保護に関する事業に係る業務の適正な運営を確保するために関する事業並びに著作物の創作の振興及び普及に資する事業のために支出しなければならない。 「支出しなければならない。」 「文化庁長官は、前項の政令の制定又は改正の立案をしようとするときは、文化庁長官は、前項の政令の制定又は改正の立案をしようとするときが要があると認めるときは、指定管理団体に対し、当該業務に関し監督と要があると認めるときは、指定管理団体に対し、当該業務に関し監督と要があると認めるときは、指定管理団体に対し、当該業務に関し監督と要があると認めるときは、指定管理団体に対し、当該業務に関し監督と呼ば、文化を表しまる事業等のための支出)	第百四条の十四 指定管理団体は、第三十五条第二項の規定の趣旨を考慮してものとし、指定管理団体は、第三十五条第二項の規定の趣旨を考慮しては、補償金関係業務の執行に関する規程を定め、文化庁長官に届け出り 指定管理団体は、補償金関係業務を開始しようとすると
(新設)	(新設)	(新設)

(新設)

関係業務に関し必要な事項は、政令で定める。

第百十三条 (略)

(侵害とみなす行為)

2~4 (略)

(侵害とみなす行為)

2 4 (略) 第百十三条

(略)

」とする。

6·7 (略)

6 ·

(略)